

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年9月15日(金)
15時09分開会 16時44分閉会
- 2 場 所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：木村好孝 副委員長：北村光明
委員：大谷昭宣、原 紀夫、奥秋康子、安田 薫
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 学校教育課長：斉木良博
- 6 議 件
 - (1) 請願の審査について
請願第14号 教職員の長時間労働是正を求める意見書に関する請願
請願第15号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願
 - (2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件（1）請願の審査について

・請願第14号 教職員の長時間労働是正を求める意見書に関する請願

委員長（木村好孝）：前回の委員会に引き続き、付託された請願の審査を行う。説明員として学校教育課長に出席を依頼したので、本町の教職員の勤務実態等を説明してもらい、質疑を行う。最初に本町の教職員の勤務実態について可能な限り、把握している範囲でよろしいので説明をお願いします。

学校教育課長（斉木良博）：資料として北海道教育委員会が実施した調査の概要版を用意した。昨日か今日に届いた新しいもので、この調査は全道から小学校28校、中学校28校を抽出して行ったもの。本町の小中学校は抽出されていないので調査をしておらず、細かい時間数等についての把握はしていない。まずは道の実態調査の概要版を大まかに説明して、本町の、私なりに見てきた中でのイメージ、そういうようなことで話をしたい。

資料の2ページを開くと、教育職員の時間外勤務等に係る実態調査として、学内勤務時間等の状況が記載されている。上の段が小学校、下の段が中学校ということで、一番多いのは教頭先生。授業は行わないがいろいろな書類の作成や調整事務等を行っているので小学校・中学校とも12時間前後の勤務時間になっている。校長先生については9時間30分程度。一般の先生方については、小学校は10時間16分、中学校は10時間33分。一日の勤務時間は7時間45分なので、3時間弱程度時間外勤務をしていることになる。

4ページは週あたりの時間が記載されている。1か月の集計に換算すると、一般の先生方は小学校、中学校とも68時間から70時間を超えるくらい。教頭先生については100時間を超えるくらいの超過勤務という実態がこの中では示されている。

持ち帰りの時間についても調査されている。持ち帰りについては案外少ないようで、6ページが一般の先生の持ち帰りの時間であるが、勤務日でいくと小学校の先生は12分。勤務不要日や休みの日だと25分。中学校もそれぞれ同じくらいなので、仕事を多く持ち帰っているという状況は少ないようである。平成20年と比較すると少なくなってきたということは、おそらく、いろいろな資料等の作成や学校業務がICT化されてきていて、パソコンの中で行われることにより持ち帰ってまで仕事はしないということなのかなと思っている。

今日の資料にいろいろなグラフなどもついているが、ほぼ重複する内容。

本町の実態については、校長・教頭先生は割と電話をかけても、夜の9時くらいに電話をかけても残っていて、教頭先生は必ず電話に出るという状況なので、集計の数字と変わらないと思う。朝7時頃に出勤されて、夜は7時半までいるような勤務であると感じている。一般の先生の勤務時間は8時前くらいから16時35分くらいまでで、学校により若干変わる。朝早く出勤する先生は少ないようであるが、夜は大多数とまではいかないが、半数近い先生は残っている状況。清水小学校を見るとそのうちの数人が7時過ぎ、8時くらいまで残っており、たまたま職員室へ行くことがあって、駐車場の車を見た中で感じた。清水中学校も大体同じくらい。部活動は6時ぐら

いに終了となっている。スクールバスの最終が6時30分であり、そのあとは授業の準備などで残っている先生が数名いる。

補足として、修学旅行やいくつかの行事において勤務の振替ができる体制を、本町であれば学校管理規定の中であたっている。修学旅行引率業務、体育祭当日の業務、文化祭・体育祭の準備などであり、要項の中では1週間以内と記載されている。家庭訪問、教育相談という部分でも勤務の振替ができる。1週間以内の中で勤務を振り替えて、出た分、違う日に休むというような対応をしていきたいと思いますということを要項の中であたっている。ただ、町職員は1時間多かったら1時間休むことができるが、学校の先生は4時間か3時間45分という単位で取りなさいということになっている。今年の3月か4月あたりから3時間45分という区切りができた。それまでは4時間ごとであり、1日若しくは4時間という形で勤務の振替をしなさいという状況で、4時間と4時間を足すと8時間になってしまい、1日の勤務時間の7時間45分と合わないで、結局は1日の振替休日しか取れないという状況が28年度まで続いていた。それが少し緩和されて、今は4時間と3時間45分を合わせて1日振替休日にできるという形になっている。逆に言うと修学旅行や文化祭・体育祭の準備、家庭訪問、教育相談以外の部分については給与の特別措置法の中で4%出ているので勤務振替はできない。4%の中の仕事という扱いになっていると理解している。

委員長：今、課長から説明があったが、勤務時間の内容の部分で特に聞きたい部分があれば聞いていただきたい。

安田委員：4%以上の時間外勤務については給与が特別に支払われるということか。

学校教育課長：(超過勤務手当として換算して)4%以上だったとしても4%しか出ない。逆に時間外勤務を全くしていなくても4%はもらえる。お金以外の部分では先ほど言った修学旅行や体育祭は勤務振替。違う日に休めるという取り扱いとなっている。

安田委員：教頭先生は時間外勤務が当たり前のような感じにいるが、4%は教頭先生も同じか。

学校教育課長：同じ。

原委員：請願の中で3項目出ているが、この中で、教員が夏休み・冬休みの校外研修についてやりたくてもできないということで、教育委員会が教員から言われているということはあるのか。

学校教育課長：校外研修は、例えば、図書館へ行っているいろいろなものを調べて2学期以降の授業の参考にしたり、自宅においてインターネットで何かを調べたりとか、そのようなことは校外研修として扱われると思う。今の取り扱いでは長期休暇の前に研修計画というものを出してもらって、校長先生が審査したものを教育委員会が受け取って、妥当との判断のもと当該先生が校外研修をする。夏休みが終わった後はこのような研修をしましたということで報告書を出してもらって、校長先生が決裁し、教育委員会に提出していただいて、必須なのかどうかはわからないけれども最終的には道教委にコピーをつけて報告している。件数は少ないが本町においても校外研修として図書館に行って調べ物をしている先生はいる。全く校外研修ができないので何とかしてほしいと言われたことはない。

原委員：夏休み・冬休みの期間中、先生がグループでほかの学校へ行って研修してくるとか、過去、私の経験からいくとそういうことがあったけれども、そういうことはあるのか。

学校教育課長：学校ごとというのには記憶にない。ただ、管内の先生方でこういったような部分について研修しよう、音楽なら音楽、そういったサークルみたいなものがあり、サー

クルでどこかの学校の先生を講師に研修するということはある。それも同じように研修計画をいただき、研修報告をいただいて確認している。そういった取り組みはある。

原委員：勤務実態等を教育委員会が押さえるなかで、勤務実態がきつから改善しなければならないとか、この勤務条件・教育条件については絶えず先生方からああしてほしい、こうしてほしいという要望があるので、考えてやらなくてはならないというようなことはあるのか。

学校教育課長：先生方の勤務状況は小学校と中学校で違う。小学校の先生は基本的に1日6時間授業なら6時間すべてを受け持つ形なので、休み時間もある程度子どもたちへの指導があったり、給食を一緒に食べたりということがあって、朝の会から帰りの会まで休める時間、休息時間がない。プラス、次の日の授業の準備をしなければならない、教材を作らなければならないということがあるので、小学校については勤務時間内に終わらない。残っている先生はそういう準備をしているのかなと思っている。準備時間が長い先生、短い先生もいる。中学校の先生については教科担任で、1日中ずっと授業があるわけではないので、休み時間や空き時間に準備をする部分はある。小学校においては理科専科という形の担当を置いて、理科の部分だけ授業をする先生がいる。

原委員：学校教育を進めていく中で清水町教育委員会として、今回3項目にわたる請願が出ているが、これを当てはめてみたときに、全くそのとおりで感じているのか。全然そんなことは考えたこともないし、従前もそういうことには取り組んでいないし、学校の運営もスムーズに流れているので、大きな問題はないと押さえているのか。

学校教育課長：給特法については法制度なので、国に働きかけるということを検討したことはない。引率業務の振替についても、修学旅行へ行くと8時から5時までというようなことにはならないから振替にすべきということで、これについては賛成しているし、ある程度制度として夏休みや冬休み期間中等に運用されているのではないかと考えている。それ以外の部分で、授業の準備や教育相談というのは日常的にはないと思っている。授業の準備時間等が長い先生、短い先生がおり、一生懸命やる先生は勤務外の時間でも長く残られているし、てきぱき、さくさくとやる先生はそんなに残らないで帰っている。それは先生の個性等、先生による部分があって、一概には言えないと思っている。

研修については先ほど話したとおり、校外研修は制度としてできるということになっているので、今の制度の中で運用していけばいいのではないかと考えている。

部活動の部分については何度か検討課題として挙がってきていたり、文科省からの文書が来ていたり、特に夏場の運動系の部活で、大会などで休みが取れないという状況は確かにある。文科省や道教委からの通達で週1回は部活が休みの日を設けなさいという通知があって、それについては教育委員会としても休みの日を設けるよう指導している。部活の休みの日についての調査があり、本町の中学校についてはそれぞれ週1日は休みを設けているという報告をいただいている。ただ、現状としては、休んでいない部活もあるようなことも聞いているが、公式な調査の中では週1回は休んでいると報告を受けている。

原委員：今言われた部活動の関係で、今回の請願は部活動を社会教育に移すよう国に働きかけてほしいということを出ている。部活動過熱化の防止策を全道すべての学校で徹底しなさいという請願であるが、今言われた、週1日は休んでくださいというのは、一連の部活動過熱化の防止策として上から教育委員会に来ているものと理解していいのか。

学校教育課長：そのとおり。部活で先生方が休めないというのはここ数年のことではなくて、20年以上前からそのような状況があつて、たまたま読んだ本の中に20数年前の新聞の投書があり、野球部の顧問をしているけれどもずっと大会に向けた練習があつて休めないとか、それは今でも同じだということが本に書かれていた。先生方の意識とそれをさせている保護者の方の意識もあると思う。部活は勝敗というか、ある程度勝ち負けをつけるものなので、部活を休んで大会で負けると、保護者によっては、負けたのは部活を休んだからというようなことをおっしゃる方もいる。そういうことを避けるために先生方もなかなか休みにくいという状況もあるだろうし、先生自体に熱い指導をする方もおり、それぞれの先生の個性だったり、保護者からの意見や声を取り入れられたりして活動されていると感じている。

奥秋委員：部活をした後に授業の準備などで残っている。これらの実態として、先生の個性かもしれないが今回の請願の場合は立場が違う。学校現場の方からの請願であり、私たちがお尋ねしているのは教育委員会なので当然そういう見方はあるかと思うが、教育委員会としては大きな問題ではないと押さえているのか、そういうように受け取れるが。もう少し深刻かと思っていたが。

学校教育課長：自分自身の印象としては、勤務の仕方は校長先生がおられるし、教頭先生もいるということで、教育委員会主導というよりも学校内で指揮、勤務の割り振りというものが行われるので、教育委員会が前に立ち、働き方改革を進めようというものではないと私自身は思っている。ただ、いろいろな数値で時間外の時間数が多いという部分が出てくる。そうすると教育委員会全体で制度的な矛盾というか問題点を克服していかなければならないだろうと思っている。単純に教育委員会だけで取り組んで解決できるかという難しいものもあるので、北海道や国全体の中で制度的な改善を行うべきだと思う。先ほどの部活の部分についても、保護者だったり、先生自体の意識だったりというものがあると思うので、例えば保護者がそういった休みを望まないということで部活の顧問の先生が大変な思いをしているということであれば、教育委員会としても、部活に週休日を設けなさいと言っているところなので、教育委員会からの指導だということを強く出して休みを設けたらどうですかというような話は校長先生や教頭先生とする。その時々情勢によるが、大きな問題は道や国の制度的な部分で改善していく。若しくは、何らかの形で働きかけをしていくべきだと思っている。

北村委員：原委員の質問にあつた部活に関しての先生方の実態として、スポーツ関係の部活動は、練習しているときはいつも先生がいなければならない状況なのか。そういった時は勤務と捉えられているのか。その辺の位置付けについてはこれまでの学校の先生方の勤務の在り方に一定のルール、文化や歴史があると思う。ある意味、一般で言う、労働法で言う、時間外割増賃金に相当するような時間外労働という位置づけになっていないのかなという印象があるが、その辺はどうなのか。

学校教育課長：これは制度的な話でいくと、部活動は特別活動に含まれている。だけれども教育課程には含まれていないという扱い。中途半端と言えば中途半端であるが、教育課程に含まれていないということは、勤務ではないという扱い。ただ顧問として指名はするけれども正式な勤務ではないという取り扱いで、ある意味ボランティア的な中で担当されている。公式的な意味合いとしては。

大谷委員：本町の先生の中から、実際、今回請願に出ているような内容の不満などは出ているのか。

学校教育課長：公式な部分で不満は出ていない。ただ、一般的に先生方は忙しく、例えば教育委員会で新たな事業をやりたいと提案してもそんな時間はないというようなことを言われたりする。公式には勤務時間が長くて大変だということは聞いていない。

安田委員：私も本町の現場は課長が説明されたとおりだと思う。しかしながら、奥秋委員が紹介議員であり、文章の中身を見ると超過勤務が過労死のレベルで、子どもたちに寄り添う教育を行うことが困難であるという言葉が出ている。これは我々の地域だけのことでなく全道規模での採択案件とならないのか。本町だけで考えたらこのような請願は必要ないと思うが、どうしたらいいのか。

学校教育課長：先ほどの話の補足をさせていただくと、先生方が教員という立場で授業の準備を一生懸命したり、部活についても子どもたちの成績を上げるために一生懸命にやっているというのは、自分の心の中でやらなければいけないというものがあるので、結果的に長時間の勤務になっている。長時間勤務だからだめだ、大変だというよりも、それなりにモチベーションを持ってやっている。だけど現状、長時間勤務だというのはある。長時間拘束されて働いているという現状は間違いなくある。

原委員：前の教育長時代にしつこく通勤について厳しくやった経緯があり、強引でもいいから清水に住まわせるというような話もしたことがある。今も同じように多くの教員が帯広やあちらこちらから通勤して勤務している状況にあると思うが、通勤している状況が今言われている一連の問題に影響を与えている面はあるか。

学校教育課長：町外から通勤している先生はやはり多い。自宅があつて、帯広や音更、場合によっては幕別からも毎日通勤されている先生がいる。片道で1時間前後かかっているがそれが最終的に超過勤務に影響しているとは思っていない。通勤自体も皆さん慣れているのか、苦痛や不満というのは聞いていない。

原委員：昔を振り返ると、教員は地元に着して子どもと接する、親とも接する機会が非常に多かったという認識をしているが、昨今はまったく、ゼロとは言わないまでも、家庭訪問は義務があるからするかもしれないが、部活で父母と接する以外、PTA活動も含めて、そんなに幅広く進んでいないのではないかという認識を私はしているが、その辺はどうなのか。

学校教育課長：おっしゃるとおりで、やはり住んでいないと町内会活動などに関わりもないし、行事や懇談会に出ている、教員住宅に住んで6年なら6年いるという先生方と比べるとやはり付き合いが薄いのかなという気がする。

委員長：全国体力テストの調査の中で、全国的には2割強の学校の部活動において、20年前に文部省が出して休養日を設けなさいと指導したが設けていないという現実があつて、文部大臣が教員の業務負担軽減を、特に部活の部分で大胆に取り組むということで、今年の確か1月に記者会見で発表して、中教審も含めてガイドラインを早い時期に作成することになっているが、そういう方向で間違いはないか。

学校教育課長：申し訳ないが、ガイドラインについての情報はない。ただ、木村委員長がおっしゃったような、こういった働き方改革というのが世間の話題となって一定程度その要因として挙がってきている中で、週1回、部活は休みなさいという通知は来ていて、強力的にというか、各学校に周知して守らせるよう指導を行いなさいという通知は来ている。

委員長：そのほか質問はあるか。なければ課長に退席していただいて、そのあとの議論を進めたいと思うがよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：それでは、お忙しい中ありがとうございました。5分間休憩する。

【説明員退席】

【休憩 15：48】

【再開 15：54】

委員長：再開する。今、本町の教職員の勤務実態の報告を受けたが、請願内容の討議に移る。請願の趣旨について、もう既に読んでいるかと思うが、問題点があれば指摘してほしい。

安田委員：何回も言っているが、地域の小中学校でそんな実態はないのに、これを出さなければならぬ理由が理解できていない。道の教育委員会に対しての意見書であればいいのかなと思うが、ちょっと迷っている。その辺はどうなのか。

委員長：今の安田委員の意見について何かあるか。

北村委員：今、安田委員が言われたことは国の法律とか教員としての身分に関わるものが絡んでおり、結局、全体のことだから本町は関わらなくてもいいということにはならないと思う。基本的に公務員の労働基本権が民間と同じようには認められていないという要素があって、時間外労働の問題などが発生している。だから実際問題として、先生方一人ひとりの生活実態・労働実態からいけば、時間外労働に相当しているけれども時間外労働として認められていないし、それを請求するような仕組みにもなっていない状況でずっときているのではないかと。その辺を改善してもらいたいというのがやはり一人ひとりの先生方の気持ちではないかと思っているので、本町の調査の数字としては表れていないけれども、潜在的なそういった労働実態があるのではないかと私は感じているので、道の教育委員会に関わりがあることだけでも、それが本町の人から提出されてきた以上は町議会として取り上げてもいいのではないかと私は思っている。

委員長：基本的には全国的な傾向として統計が出ているので、大きな問題として文科省も中教審も捉えている。改善方法を今後検討していこう。そういうような中で出されているものとして押さえる。ほかにあるか。

原委員：3項目目について、学校教育課長も部活動を社会教育に移すということについては、ちょっと疑問を持っているというような話をしていた。私はそんなに簡単なものでは全くないと思う。部活動を社会教育にそっくり移してしまうと、一連の前段にある時間外勤務が相当数出て、教員もどうにもこうにもならないような状態になって、えらいことになってしまっ。 (中断)

委員長：挙げられている要求項目のところで論議をしたいと思うので、前段の部分で請願の趣旨に問題がないかということを確認したい。原委員から指摘があったように、意見書との関係も今後出てくるかと思う。記の1、2、3に分けて具体的要求が出されている。この3点に基づいて意見を伺いたい。まず1項目目であるが、給特法の問題について出されたけれども、実態に合っていないということで出されているが、この内容でいいかどうかを論議願いたい。

原委員：私はこのままでいいと思う。請願趣旨にあるように長時間労働の是正をしてほしいということが前提で、給特法の改廃を含めて国のほうに働きかけているものであり、当然のことだろうと思うので、このままでいいと思う。

委員長：ほかに意見はあるか。なければこのように押さえる。2つ目であるが、修学旅行の引率業務についていくつか問題が出ているが、実効ある超勤の解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障というふうに事例が挙げられている。教職員の勤務条件、教育条件の改善については全体の流れから捉えられると思うが、修学旅行の問題と長期休業期間中の校外研修の保障ということが例として挙げられているので、この問題について意見を出していただき確認をしたい。

北村委員：長期休業中という言葉が意味しているものが分からない。例えば、長期の病欠とかそういうものを指している場合もあるだろうし、学校は女性教員が結構多いので・・・
(中断)

委員長：長期休業期間というのは子どもの夏・冬休みの期間中ということ。厳しくなかった頃は長期休業中の学校行事、子どもに関わる業務以外の部分については自宅研修だった。自宅研修という名の休み。それがやはり問題になった。先生方は年休等が日常の中で取れない。代替休業などがなかなか取れないから長期休業中に年休などを取るべきだと。そういうような国の発想の中から、校外研修については、先ほど課長が言われたように地域によって違いはあるが、影響がない限り各学校の学校長の判断の中で、研修計画を出し、そして事後報告をするという形で行われているところが多いようである。本町はそのように行われているということで影響がない限り保障されているのではないかと。報告を聞いていてそういう判断をしたが、修学旅行の問題は代替休業等、実態から言うと修学旅行の次の日は子どもたちは休養日になっている。それに合わせてよほどの事情がない限り、学校としては先生方も代替休業を取るように指導をしているはず。実効ある超勤解消というのは、本町は2つとも当てはまらない。校外研修の保障も当てはまらないが、全国的傾向としての請願趣旨で出されているので、それを保障していくということでは必要なのかなと。

原委員：これはこのとおりでいいと思う。

委員長：このとおりでいいか。ただ、意見として本町の実態は押さえておく必要があると思う。

3項目目の、社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活の過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。道教委も国も通知を出しているが学校や指導者の実態や父母の要求としてなかなか休養日が取れない。国も子どもの健康状態等を考えて、20年ほど前の指導の中で高校は少なくとも週1日の休養日は必要であるし、中学校は週2日必要だということで通達なども出している。ところがなかなか実行できていないというのが実態で、中教審も検討に入るという方向を出しているが、この辺はどうか。私は現状の中で社会教育に移行するということは様々な問題が巻き起こると思う。現状の中で地域の指導者たちが中心となって主体的にクラブを運営したり、いろいろな形で運営したりしている。そういうものの対応も含めて、指導者の対応も含めて、やはりいろいろ解決していかなければならない問題がたくさんあるのではないかと思う。現在、文科省や中教審は指導者を教員以外の人から採用するという方向性で検討している。もう一つは指導者の資格みたいなもの。この部分についても考えて検討材料の中に入れていたというのが実情のようなので、社会教育というところまで打ち出すことに少し抵抗がある。中学校以上における部活は教育活動なので社会教育という言葉が出てきたのだと思うが、当面以降は当然考えていかなければならないことなので、これを前面に出すことはできないという感じを持っている。ほかに意見はあるか。

安田委員：部活動の先生は日曜日に出勤しても給与には全然関係しないということに間違いはないか。まるっきりボランティアでの部活指導。それに手当を出せとか給与を与えとかそういう動きは今までなかったのか。

委員長：全然ない。中学校の場合は教育活動の一環であり、校務の一環として位置づけられている。部活動の中身についてはその学校に任されているが、担当する先生がいないなどのいろいろな事情がある。全員必ず部活動を担当するという学校もあれば、スポーツに限っているところもあり、文化系も入れているところもあるというふうに、均一化していないのが現状。

大谷委員：今は先生以外の方を招いて指導することができない仕組みになっているのか。

委員長：そんなことはない。

大谷委員：自分の子どもが学校へ行っている時に、サッカーあたりが一生懸命やっていて、少年団は民間で勤めている人が教えていた。中学校へ行くと専門の先生がいないのでレベルが下がるということから、少年団の先生を中学校に派遣して指導してもらえないかとお願ひしたことがあり、その時はなかなか受け入れてもらえなかった。部活動に関して社会教育に移行するという考えは、私はだめではないような気がする。先生も得意・不得意というものがあるし、転勤もあるし、実際にやれる人がいるかという問題は別としても一般の社会教育の指導者が入るとするのは悪い話ではないと思う。

北村委員：部活動を社会教育に移行することは、考え方としては、地域のコミュニティスクールの話もあり、方向性としてはいいと思う。文言を意見書の中で整理していけばクリアできることと考える。

佐藤局長：部活動に限ったことでいくと、今委員長が言ったように外部講師を入れることは現状でも可能だと思う。あとは学校側の判断。社会教育化ということで一つ気になったのは、学校の活動ではなくなるのでスクールバスを毎回運行できるかということもあるし、父母の負担もいろいろ出てくる可能性がある。少年団活動と同じぐらいのレベルになる可能性がある。その辺も考慮する必要がある。現状、中学校の部活は大会へ行くときには学校活動の一環であるので必ずスクールバスが出ている。社会教育になると果たしてそこまでできるかどうか。通常の少年団活動等で大会に出るときはほとんどが父兄の送迎だと思う。社会教育になるということはそこのバランスも出てくる。その辺も含めて協議する必要があると思う。

原委員：今事務局長が言われたとおりでと思う。部活動を社会教育に移行してしまうと指導者を含めて父母が探さなければならないことにもなるだろうし、経費もかかるだろうし、送迎も含めて全く方向が変わる気がするので私は問題だと思う。

奥秋委員：今、二通りの意見があったが、文面から判断すると部活動が過熱化して子どもも先生も限界までやっている状況があるので、そこまですることもないし、部活は公式な授業ではないとして、それだったら社会教育に移行していただきたい。子どもにも先生にも負担がかからないからこれをうたっていると思うが、これまで何十年も中学校の部活が一生懸命で、それはそれでいいと思うが、そこに限界がきているのかなと文章の中から受け止めている。極論であるが、これを社会教育化してしまうと今までのような過熱はほどほどになってくるのではないかと、それを求めているとも解釈できる。

北村委員：先ほど、課長が言われていたことを思い出していたが、体育系の部活動の中には学校教育における特別教育の枠を超えるような、父兄たちの力が入ってきて、やはりそう

いう要素があつて、先生方だけではとらえきれないような状況になってしまうような部活動があるのではないかと。そういった現状がある中でこういった考え方が出てきたのではないかという気がする。全部の部活を社会教育にするのは不可能だと思うし、無理もあると思うが、状況的にはそういうものがあるのかなと思う。小中学校では高校野球のように、例えば応援に行くのにお金を集めたり、奉加帳を回したりするようなことはないと思うけれども、そういった要素が多少あるのかなという感じがしないわけでもない。

大谷委員：先ほど指導者のことを言ったが、講師や指導者を迎えるのは今の段階でも可能だということを知ったので、それはそれでいいと思うが、社会教育に移行するとなると部活動を通じた先生と生徒の関係はどうなるのかなと。そこにいい関係があるのに、そういうことが全くなくなってしまって、部活が先生の知らない世界になってしまう。先生と一緒に頑張って成果を挙げるところに教育の意味があるような気がするので、これは深く考えると良くないことなのかなと。

委員長：推測であるが、学校の教育活動の一分野としてあるとすれば、まるっきり教師が手を抜くことは不可能。だからどういう発想なのかがわからない。どこを目指していくのかというところがちょっと私にはわからなかった。方法としては妥協案みたいな形になってしまうが、先ほど北村委員が言われたような意見を例として社会教育等も含めた改善策の検討を要請することは可能だろう。後ろの文言を考えたいと思うが、その辺も含めて決めなければ進まない。

加来議長：最終的にはこの請願を採択とするか不採択とするかであり、21日の本会議で結果を報告しなければならない。その時に意見としてこういう課題が出ていたという説明をして、本会議で採択となれば意見書をつくるという流れになるので、直すことを前提に採択の報告をするというのはちょっとおかしい。説明で付け加えては。

委員長：では、そのような方向で採択としてよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：進め方が悪くて申し訳ない。それでは本会議での報告では採択ということで臨みたいと思う。では、意見書の内容の確認を行う。意見書の案があるので事務局から配付をお願いしたい。(意見書案配付)記のほうに目を通していただきたい。3項目目の問題について協議したい。北村委員の意見の続きで具体的に表現の方法等があればお聞きしたい。

北村委員：部活動で社会教育との連携を図ることができるように国に働きかけるというような文言ではどうか。社会教育ではなくて社会教育活動か。このままでいけば完全に移行してほしいとなっている。

加来議長：先ほど事務局長から説明があつたように地域活動にするといろいろな弊害が出てくることが多いところが課題だと思う。確かに先ほど言ったように指導員として協力してくれている民間の人たちが現状いるなかで、例えば道大会の予選に勝って全国に行くというとき、そういった民間の指導者には旅費が出ない。生徒と教員(担当部長)には出る。そういうところで社会教育に移すことによって弊害が出てくるので、根本的に部活動を学校教育の中で行う方がいいのか悪いのかで判断して、地域で指導・協力を行うことができる環境をつくるというような文面にするなどで話を持っていかないと、ただ漠然に語句を動かそうとしても、そこを整理していかなければだめではないだろうか。

委員長：そういうことで意見はあるか。

奥秋委員：社会教育に移行するということは数々の弊害があるということが確認されたわけであるが、そういう中でやはり部活動をしっかりやっていきたいとなると、部活動の過熱化、過熱という言葉が強いので、この辺の文言を考えた方がいいと思う。社会教育に移行することにはならないという考えであり、これからの活動に大きな弊害が出るということなので。

委員長：ここで休憩して、考えをまとめたい。

【休憩 16：30】

【再開 16：35】

委員長：再開する。北村委員。

北村委員：1項目目と2項目目はこれでいいと思うが、3項目目は部活動を全面的に社会教育に移行するということは問題があるし、ちょっと無理なところもあるかと。ここのところは前段を削除して部活動過熱防止策を徹底することと、教職員の労働過重ということにならないような方法を整えることというような文章にしたほうがいいと思うが、文言的には皆さんの知恵をお借りしたい。そういうことでどうか。

委員長：そういうことでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：文言的にはどうか。部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底し、教職員の長時間労働是正と改善を行うこと。これでよろしいか。

(よろしいとの声あり)

委員長：では、そのようにする。提出先に北海道議会議長が含まれているが、資料で明らかとなっているように、この部分については提出先にしない。提出先は北海道知事と北海道教育委員会教育長とする。

- ・ 請願第15号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書に関する請願について

委員長：請願第15号の問題に移る。前回採択としているので、意見書案について協議する。意見案を2種類配付する。

(意見書案配付)

委員長：5項目までであるほうで検討したい。意見を願います。

(これでよいとの声あり)

委員長：それでは、記を5項目とし、提出先は先ほどの請願第14号と同じで、北海道議会議長を削除する。

北村委員：4番目の「しょうがいのある・なしにかかわらず」はひらがな表示でなければならぬ特別な理由はあるのか。

委員長：あえて使っていると思う。ほかに何かあるか。

(なしの声あり)

委員長：大変長くなって申し訳ない。これで委員会を終了する。